

「庁内情報利用パソコン等の貸与・利用に関する規約（テレワーク実施用）」

- 1 本機器の使用に必要な電源及び電気等に係る費用は、利用者の負担とします。
- 2 利用者は、本機器について、譲渡、転貸または分解、損壊、改造、改変等を行いません。
- 3 利用者は、本機器に故障、滅失、毀損、紛失、盗難等が生じたときは、直ちにその旨を情報セキュリティ責任者に連絡し、担当の指示に従います。
- 4 利用者の責に帰すべき事由により本機器に故障、滅失、毀損、紛失、盗難等が生じたときは、情報セキュリティ責任者は、利用者に対し、損害賠償を請求することができるものとし、修理代金等をご請求させていただきます。利用者が庁内情報利用パソコン等を情報セキュリティ責任者へ持ち帰り次第、破損状態を確認のうえ、利用者として修理代金等を協議させていただきます。盗難・紛失の場合、返却不能とみなし、利用者に対し新品販売額及び事務手数料を請求します。
- 5 利用者は、情報セキュリティ責任者の許可なく他のコンピュータ、通信設備、ネットワーク等と本機器を接続しません。
- 6 他人から庁内情報利用パソコンの画面を覗き見や盗み見による情報漏えいを未然に防ぐため、人目のある場所での使用を避けるなど、他人に画面を見せないよう常に配慮します。また覗き見防止フィルムの剥離は行いません。
- 7 コンプライアンスの観点上、業務以外の目的外使用を行いません。
- 8 本規約に記載のない事項については、情報セキュリティ責任者と利用者において協議するものとします。